

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

児童扶養手当を支給します

父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父や母または養育者に手当を支給します。

申請により、申請者および扶養義務者などの所得などで全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

なお、対象児童は、18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

【支給対象児童】

- ◎父母が離婚した児童
- ◎父または母が死亡した児童
- ◎父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ◎父または母が生死不明な児童
- ◎父または母が1年以上遺棄している児童
- ◎父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◎父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ◎母が婚姻によらないで生まれた児童
- ◎母が児童を懐胎した時の事情が不明である児童

【児童扶養手当を受給されている方へ】

現在受給されている方は、現況届とあわせて、証書や印鑑、その他必要書類などを持参のうえ、提出していただく必要があります。

詳しくは児童福祉課から送付した「現況届について」をご覧ください。8月31日(水)までにお越しく下さい。(平日受付)

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する方は、現況届とあわせて、届出書と証明書類などを提出してください。

※現況届が未提出の場合は、手当を受けられなくなります。また、現況届が2年間提出されない場合は、自動的に手当を受ける権利を失います。

入院医療費を助成します

ひとり親家庭などの親または児童の入院医療費(自己負担分)を申請により助成します。

【助成対象者】

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる世帯で、右記のいずれかに該当される方が児童扶養手当を受給できる所得水準の場合は、対象となります。

自立支援計画を策定し就労を支援します

児童扶養手当を受給している父または母が、安定した収入を得て、自立するための仕事探しや就職するための準備などを、母子・父子自立支援プログラム策定員がお手伝いします。

個々の状況などに応じた自立支援計画(就労計画書)を策定し、それを基に、ハローワークと連携しながら、就労を支援します。

【対象者】 児童扶養手当を受給するひとり親家庭の父または母

※生活保護受給者を除きます。

自立支援給付金を支給します

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が支給されます。

◆高等職業訓練促進費

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間(上限3年)に訓練促進費などが支給されます。



【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX 32・3738
Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.
tokushima.jp

◎ひとり親家庭の父または母

◎ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童

◎父母のいない児童

【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担当(市役所1階④番窓口)
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.
tokushima.jp